

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年6月28日付けで行った行政文書一部開示決定処分を取り消し、全部開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成25年6月13日付けで「中部横断自動車道の計画に関する意見の提出依頼に関する文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、「中部横断自動車道（長坂・八千穂）の計画に関する意見について（平成25年5月10日付け）」（以下「本件文書」という。）を特定したうえで、条例第12条第1項の規定に基づき、あて名について条例第8条第1号に該当するとして不開示とした行政文書一部開示決定処分を行い（以下「本件処分」という。）、平成25年6月28日付け道整第696号-2をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成25年7月3日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議を申し立てた。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求をした行政文書は、団体にあてられた性格の文書であり、あて名は個人情報に該当しない。
- (2) 県が、意見や要望等を求めたのは、他団体に対する要請と同様に団体に対してであることは明らかである。
- (3) 不開示理由説明書で「あて名人個人の属する団体に対して依頼するため」

と、文書が個人あてでないことを実施機関は認めている。

- (4) 開示請求手続きの際にも、団体あての文書が対象となることを県民情報センターの担当者が実施機関の担当者に問い合わせた際、求める行政文書件名欄の記載については、「中部横断自動車道の計画に関する意見の提出依頼」と返答している。
- (5) 文書を団体あてに提出する場合、団体名とともに代表者又はそれに代わる個人名を併記することは一般的な慣行であり、個人名であっても、それは団体を代表する人格として扱われるので、実施機関が当該文書は個人あてに送付したものだとする主張は、慣行として広く行われている社会的実情を無視したもので、誤りである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書の内容

本件文書は、国により手続きが行われている中部横断自動車道の長坂から八千穂間の建設計画に関して、意見や要望等があれば提出して頂きたい旨、あて名人個人の属する団体に対して依頼するために、県担当者が訪問した際に、対応したあて名人から団体内部へ伝達するとき間違いがないよう当該依頼の要旨をメモに起こしてもらいたい旨の申し出があったことから、県担当者が、あて名人個人に電子メールで送付した文書である。

2 不開示部分の条例第8条第1号の該当性

本件文書は、1のとおり、県担当者が、あて名人個人からの依頼により作成し、あて名人個人に対して送付した文書である。

通常、県が文書で依頼する場合は、発信者を室長以上の専決権を有する職にある者とするとともに、記号番号を記載し公印を押印する等、山梨県行政文書管理規程に基づき作成した公用文の形式となるが、本件文書は公用文の形式と体裁が異なる。

また、中部横断自動車道の建設計画に対して反対運動が起きている現状を考慮すると、仮にあて名のうち所属のみ公開した場合でも、受取人となるべき対象者が限定されることにより、計画反対を表明している方々から、謂われのない圧力を受ける可能性が否定できず、平穏な日常生活を送る個人の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、条例第8条第1号本文に該当し、同号所定の不開示情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 条例第8条第1号の趣旨

本条は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)の不開示情報としての要件を定めるものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式(個人識別型)を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報等も含まれることになることから、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書きの中に限定列挙している。

2 本件文書の名あて人について

- (1) 申立人は、本件文書について、団体にあてられた性格の文書であると主張し、一方、実施機関は、本件文書の名あて人は、実施機関が団体の事務所を訪問した際に対応した者であり、当該個人にあてた文書であると主張する。

そこで、インカメラ審理により本件文書を見分したところ、不開示とされたあて名部分には、団体名並びにその代表権を有する者の職名及び氏名が記載されており、一般的に団体にあてられたものとして扱われる体裁となっていた。

- (2) また、本件文書の趣旨について、実施機関は、団体としての意見や要望があれば提出して欲しい旨依頼するものであると説明する。

この趣旨にかんがみると、仮に本件文書が個人にあてたものであるとすれば、団体内部への伝達や意見とりまとめの依頼について記述されているのが自然であるが、本件文書にそのような記述はなく、「要望や意見などがございましたら、出して頂けるようお願い致します。」との文言で結ばれており、名あて人が団体であることを前提とした内容となっている。

- (3) さらに、実施機関は、本件文書が個人あての文書であることの理由として、公用文の形式と体裁が異なることを主張しているが、個人あての文書は公用文の形式を採らないことについて何ら根拠を示しておらず、実施機関の文書事務の拠り所となる「文書事務の手引き」にも、根拠となるような記述は認められない。

- (4) 以上から判断すると、本件文書は、あて名部分の体裁及び全体の内容から団体にあてられたものと解するのが相当であり、個人にあてた文書であるとする実施機関の主張は採用できない。

3 本件不開示部分の条例第8条第1号への該当性

- (1) 本件不開示部分には、本件文書の名あて人として、団体名とともにその

代表権を有する者の職名及び氏名が記載されており、これらは、特定の個人が識別できる情報であることから、条例第8条第1号本文に該当する。

しかしながら、名あて人の団体について、内閣府のNPO法人ポータルサイトにより確認したところ、当該団体は特定非営利活動法人として認証を受けた団体であった。

そして、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第30条の規定により、特定非営利活動法人の役員名簿は、所轄庁において閲覧及び謄写が認められていることから、本件不開示情報は、条例第8条第1号ただし書きイの「法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

- (2) なお、実施機関は、中部横断自動車道の建設計画に対して反対運動が起きている現状を考慮すると、仮に団体名を開示した場合でも、受取人となるべき対象者が限定されることにより、計画反対を表明している方々から、謂われのない圧力を受ける可能性が否定できず、平穏な日常生活を送る個人の権利利益を侵害するおそれがあると主張する。

これは、不開示とした団体名が、条例第8条第1号に規定されている「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当することを主張するものであると解される。

しかしながら、そもそも当該規定は、思想、宗教や病歴等の通常他人に知られたくない機微な情報などを保護するためのものであり、反対運動が起きている事業について意見や要望の提出を求められている団体の関係者であるという本件の情報は、当該規定により保護される機微な情報とは認められない。

- (3) よって、本件文書の実施機関が不開示とした部分は、条例第8条第1号本文の規定に該当しないものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成 2 5 年 8 月 6 日	諮問
平成 2 5 年 8 月 3 0 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 2 5 年 9 月 2 6 日	申立人から意見書を受理
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日	審議
平成 2 6 年 2 月 3 日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
水上 浩一	弁護士	会 長
三好 規正	山梨学院大学法科大学院教授	会長代理
八巻 佐知子	弁護士	